

合意事項

和光市（甲）と和光市地域活動支援センター指定管理者社会福祉法人和光市社会福祉協議会（乙）とは、次の事項について協議し合意した。

1 指定管理料に含めない経費及び精算について

平成23年度指定管理料に送迎業務委託料、給食業務関係経費及び光熱水費を含めないものとする。

ただし、指定管理料と利用料金等の収入額が、年度終了後和光市地域活動支援センター指定管理者年度協定書第4条第4項の金額を除いて余剰金が発生した場合は、その額に100分の50を乗じて得た額（1円未満切捨）を甲へ納付し、残額を乙の収入とする。

2 送迎業務の実施について

送迎業務については、他施設を含め甲が送迎業務事業者と一括契約するものとし、添乗及び配車の手配等に係る調整は乙が行うものとする。

(1) 運行車両及び台数 ワゴン車バスリフト装置 車椅子固定装置付 2台

(2) 運行日数及び運行ダイヤ 運行は当該施設開所日とし、運行経路等については乙が送迎業務事業者と調整するものとする。

3 指定管理者が使用する事務連絡車について

事務連絡車については乙がリース会社と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

4 事務用及び業務用パソコンについて

リース対応とするので、乙が事業者と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

5 コピー機及び印刷機について

リース対応とするので、乙が事業者と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

6 給食業務の実施について

給食業務については、他施設を含め和光市知的障害者授産施設指定管理者が実施するものとする。

配膳方法については、施設内食堂まで和光市知的障害者授産施設指定管理者が配食し、配膳、下膳は施設職員等が行うものとする。

7 給食費について

利用者及び職員の給食の負担額は別途協議するものとする。

8 消防計画について

甲が作成する和光市総合福祉会館消防計画に各施設は包含されるので、乙は消防計画に基づき各施設内の体制整備を行い、防火訓練等又は火災等の発生時にはその任に当た

らなければならない。

9 企画提案書の情報公開の開示請求に対する承認について

開示の請求があったときは、甲が条例に基づき開示するものとする。

10 研修の参加について

乙は、甲が開催する個人情報保護等の研修会に施設職員が参加することについて、配慮するものとする。